

令和5年5月

三鷹市



古紙配合率 80%以上
の再生紙を使用

目 次

企 画 部	1
総 務 部	6
市 民 部	11
生 活 環 境 部	16
スポーツと文化部	21
健 康 福 祉 部	26
子 ども 政 策 部	31
都 市 整 備 部	36
都 市 再 生 部	41
教 育 部	46

本冊子の構成

本冊子は、それぞれの部ごとに、以下の内容で構成しています。

1 部の経営資源

- (1) 組織構成 部を構成する課を記載しています。
- (2) 職員数 部の職員数及び市職員に占める割合を記載しています。
- (3) 予算規模 部の予算額及び会計別の事業費等を記載しています。

2 令和5年度の運営方針

第4次三鷹市基本計画（第2次改定）や各個別計画を踏まえた、部における1年間の取組の大きな方向性を記載しています。

3 主要事業

令和5年度施政方針等に基づき、重点事業を優先順に記載し、目的、目標指標及び関連するSDGsを表示しています。

SDGs の 17 の目標

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>[1] 貧困をなくそう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>[10] 人や国の不平等をなくそう</p>
<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>[2] 飢餓をゼロに</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>[11] 住み続けられるまちづくりを</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>[3] すべての人に健康と福祉を</p>	<p>12 つくる責任、つかう責任</p> 	<p>[12] つくる責任、つかう責任</p>
<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>[4] 質の高い教育をみんなに</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>[13] 気候変動に具体的な対策を</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>[5] ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>[14] 海の豊かさを守ろう</p>
<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>[6] 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<p>[15] 陸の豊かさも守ろう</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>[7] エネルギーをみんなに、そしてクリーンに</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>[16] 平和と公正をすべての人に</p>
<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>[8] 働きがいも経済成長も</p>	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>[17] パートナーシップで目標を達成しよう</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>[9] 産業と技術革新の基盤を作ろう</p>		

各部共通の運営方針

1 社会情勢の変動を捉えた機動的な対応

新型コロナウイルス感染症は、国内発生から3年以上経過しました。これまで変異株による感染拡大を繰り返してきましたが、令和5年5月8日に感染症法上の位置付けが2類相当から5類に見直され、ウィズコロナからアフターコロナへの転換期を迎えています。

市としては、国及び都の方針に合わせた対応を行いながら、感染症発生前の対応に戻すことを基本としつつ、緩やかに平時への対応へと移行します。しかし、依然として予断を許さない状況にあることから、再び感染が拡大した場合には、市の組織体制を含めて速やかな対応を進めていきます。

また、食料品や光熱水費等の物価高騰が続いており、日常生活への影響が拡大し、操業環境の悪化に直面している事業者もいることから、引き続き、必要な支援を迅速に届ける必要があります。

令和5年度も、「各部の運営方針と目標」を基軸として、各部が目標を明確にし、責任をもって運営に当たるとともに、これまでと同様に市民の暮らしに寄り添いながら、機動的な対応を進めていきます。

2 最優先事業の設定

令和5年度は、第4次三鷹市基本計画（第2次改定）に盛り込んだ各施策を実行する最終年度に当たります。

昨年度と同様に、スピード感をもった取組が必要となることから、各部の運営方針における主要事業の中からさらに最優先事業を設定し、徹底した進行管理を行います。定期的に進捗状況の共有及び議論を行うことで、課題を可視化するとともに、適宜、軌道修正を図るなど、成果を重視した施策の展開を通して、次期計画を見据えた未来志向のまちづくりを進めていきます。

企 画 部

1 部の経営資源

(1) 組織構成

企画経営課、財政課、市長室、広報メディア課、情報推進課、参加と協働推進室

(2) 職員数（令和5年4月1日現在）

正規職員 48人／1,046人 比率4.6% 月額職員 13人／569人 比率2.3%

(3) 予算規模（令和5年4月補正後）

一般会計 1,589,277,000円／79,051,437,000円 比率2.0%

（特別会計への繰出金、下水道事業支出金、市債の償還費及び予備費を除く事業費）

2 令和5年度の運営方針

方針①

将来のまちのあるべき姿を見据えた計画行政の推進

平和の希求、人権の尊重、自治の推進の理念を継承しながら、将来のまちのあるべき姿や市の長期的な目標を見据え、基本構想の改正を行うとともに、第5次基本計画、各個別計画の策定等に取り組みます。また、市政に多様な市民の思いやアイデアを反映させるため、政策提案（まちづくりアイデア）の作成に向けた「市民参加でまちづくり協議会」の活動を推進するほか、庁舎機能の分散化について検討します。

方針②

世界に開かれた平和・人権のまちづくりの推進

基本構想で掲げる「平和の希求」の理念を次世代へ継承するとともに、国籍や性別等に関わらずすべての人の基本的人権が尊重されるまちづくりを目指すため、「人権基本条例（仮称）」を制定します。また、三鷹駅前地区再開発事業とあわせて取り組むこととしている「多文化共生センター（仮称）」について検討を進めます。

方針③

行政サービスの質の向上と事務の標準化・効率化に向けたデジタル化の推進

個人情報保護と情報セキュリティの確保を図りつつ、デジタル技術を活用し、市の手続きのオンライン化や各分野のワンストップ窓口化の研究のほか、市役所業務の効率化などデジタル環境の整備を進めます。また、市民サービスの利便性向上や職員の生産性向上に

向け、「スマートシティ三鷹（仮称）の実現に向けた基本方針」に基づき、より便利なサービスの実現に向け実証や実装を行いながら、市民の暮らしやすさの向上とともに、デジタル人材の育成を目指します。

方針④

堅実かつ機動的な財政経営

第5次三鷹市基本計画での主要事業となる三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業や国立天文台周辺のまちづくりなどを見据えた堅実な財政運営に努めます。また、ウクライナ情勢や円安の進行に伴う物価高騰など、社会情勢の変動を捉えた機動的な財政運営に取り組むほか、事業評価の枠組みの中で、定期的に事業内容を修正する新たなサンセット方式の試行などにより、財政基盤の強化を図ります。

方針⑤

戦略的な広報活動の発展

広報みたかや市ホームページ、SNS などの広報媒体を複合的かつ効果的に活用した広報活動により発信力をさらに強化します。また、既存の広報媒体について適宜見直しを図りながら、正確で伝わりやすい情報提供を徹底するとともに、市のイメージアップやブランディングに寄与するシティプロモーションの視点を持った情報発信の在り方を検討します。

3 令和5年度の主要事業

★最優先

① 基本構想の改正及び基本計画の策定に向けた取組及び推進体制の整備【企画経営課】【参加と協働推進室】	施政方針
	P. 59 P. 61
基本計画	第8部 第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進 第8部 第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立



【目的】

- ・市のまちづくりの目標、政策の柱、施策等を明確にし、計画行政を進めることで、市民満足度の向上につなげる。
- ・市民参加でまちづくり協議会の政策提案などの市民参加、学識参加、職員参加を図ることにより、新たな市民参加のまちづくりを実現する。
- ・誰一人取り残さない、持続可能で魅力と活力のある地域社会を実現する。

【目標指標】

- ・マチコエからの政策提案の提出＜7月＞
- ・基本構想案の市議会提出＜12月＞
- ・基本計画2次案の確定＜3月＞

★最優先

② 人権基本条例（仮称）の制定に向けた取組【企画経営課】		施政方針
		P. 60
基本計画	第1部 第2 平和・人権施策の推進	



【目的】

- ・不当な差別的取扱いがなく、すべての市民の人権が尊重され、自分らしく安心して暮らしやすいまちを実現する。
- ・条例制定までのプロセスを通して、まち全体で人権を尊重する風土を醸成していく。

【目標指標】

- ・骨格案の作成<6月>
- ・素案の作成<12月>

★最優先

③ 「みたか地域ポイント」の更なる充実		施政方針
【参加と協働推進室】【企画経営課】		P. 60
基本計画	第8部 第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進	



【目的】

- ・コミュニティ及び地域経済の活性化を図り、地域課題の解決や地域のにぎわいを創出する。

【目標指標】

- ・本格運用に向けた方針の決定<10月>
- ・ポイント付与対象事業及びポイント利用方法の拡充
- ・ポイントの愛称募集・決定<3月>

★最優先

④ スマートシティ三鷹の実現に向けた取組【情報推進課】	施政方針
	P. 63
基本計画	第2部 第1 情報環境の整備



【目的】

- ・デジタル技術を活用した施策の実証及び実装を通じて、誰もが暮らしやすく魅力的なまちづくりを推進する。

【目標指標】

- ・デジタル技術を活用した実証及び実装事業の実施 5件以上
- ・庁内フリーアドレス化に向けた検討

★最優先

⑤ 寄贈物件等を活用した魅力あるまちづくりの検討【企画経営課】	施政方針
	P. 58
基本計画	第8部 第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立



【目的】

- ・寄贈物件等を活用した魅力や活力に満ちたまちづくりの拠点を創出する。

【目標指標】

- ・将来的な空き家の利活用も視野に入れた三鷹まちづくり総合研究所での調査研究

総務部

1 部の経営資源

(1) 組織構成

政策法務課、職員課、労働安全衛生課、契約管理課、防災課、安全安心課、
土地対策課、相談・情報課

(2) 職員数（令和5年4月1日現在）

正規職員 62人／1,046人 比率5.9% 月額職員 22人／569人 比率3.9%

(3) 予算規模（令和5年4月補正後）

一般会計 3,027,897,000円／79,051,437,000円 比率3.8%
(人件費を除く事業費)

2 令和5年度の運営方針

方針①

災害に強いまちづくりの推進

災害から市民の生命と暮らしを守るため、NPO法人Mitaka みんなの防災や地域の自主防災活動団体を支援し、共助の仕組みづくりを推進します。また、自助の防災力を高めるための啓発活動を実施するとともに、災害時に必要となる備蓄品の整備を推進し、災害対策拠点の機能強化と市の活動体制の確立など公助の強化を図ります。

方針②

個人情報保護制度の確実な運用と適正事務管理制度の充実

個人情報保護法の改正に伴う改正三鷹市個人情報保護条例の運用に当たっては、職員に制度周知を徹底し、確実な運用を確保します。

また、適正事務管理制度は運用2年目となることから、初めて実施する評価を踏まえ、さらなる事務の適正化に取り組むとともに、職員の政策法務能力の向上を図りながら、市民から信頼される市政運営をめざします。

方針③

職員力の向上と人事任用制度の見直し

社会経済状況が変化する中でも、様々な課題に柔軟に対応し、市民の信頼に応えながら持続可能な自治体経営を進めていくため、「職員力」と「組織力」の向上に努めます。

また、職員の定年引上げについて、職員への制度周知を図るとともに、制度変更を考慮

した職員採用や適正配置等に取り組みます。

方針④

職員のライフ・ワーク・バランスと総合的なメンタルヘルス施策の推進

管理職に占める女性職員の割合や男性職員の育児休業取得率の向上などを目標とする特定事業主行動計画等に基づく取組を推進し、職員のライフ・ワーク・バランスの実現を図ります。また、職員の心の健康の保持・増進のため、ストレスチェック制度の活用やラインケアによる職場環境等の改善を推進し、総合的なメンタルヘルス施策の充実を図ります。

方針⑤

安全安心のまちづくりの推進

市民の安全と安心を確保するため、「安全安心・市民協働パトロール」の拡充や防犯カメラの適切な維持管理への支援を行うとともに、「特殊詐欺」をはじめとした犯罪被害の防止に向けた対策を三鷹警察署、三鷹防犯協会との協働により推進します。

方針⑥

入札制度の継続的な見直し

入札の透明性、競争性及び公正性の向上、市内事業者の育成や受注機会の確保、社会経済状況への対応等を勘案しながら、入札制度の継続的な見直しを進めます。

3 令和5年度の主要事業

★最優先

① 人事任用制度の見直し【職員課】		施政方針
		-
基本計画	第8部 第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立	



【目的】

- ・業績や能力、勤務態度などの評価の可視化により、公正・公平な人事・給与制度を確立することで、職員の職務に対する意欲向上を図る。

【目標指標】

- ・新たな人事考課制度の導入<1月>
- ・令和6年度の昇任昇格制度の見直しに向けた検討

★最優先

② 庁内レイアウト変更による執務環境の改善【契約管理課】		施政方針
		-
基本計画	第8部 第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立	



【目的】

- ・新たな行政ニーズ等に対応した人員配置などに伴い執務室が狭隘となっている部署の執務環境を改善するとともに、市民が便利で使いやすい窓口環境の確保を図る。

【目標指標】

- ・本庁舎、第二庁舎内のレイアウト変更の完了<11月>
- ・フリーアドレス化に向けた検討

③ 多様な人財の確保と専門性の向上【職員課】		施政方針
		P. 57
基本計画	第8部 第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立	



【目的】

- ・前例にとらわれることなく、新たな発想で複雑化する行政課題に対応できる多様な人財を確保するとともに、職員の専門性の向上を図る。

【目標指標】

- ・テストセンター方式による経験者採用試験の実施<10月>
- ・新たな専門職試験の実施<8月>
- ・令和6年度のスペシャリスト養成型人事制度の導入に向けた検討
- ・職員採用計画の策定<2月>

④ 「三鷹市地域防災計画」の改定と共助強化の取組【防災課】		施政方針
		P. 126
基本計画	第3部 第4 災害に強いまちづくりの推進	



【目的】

- ・新たな被害想定に基づく地域防災計画改定による災害対策の充実と、共助の強化により地域の防災力の向上を図る。

【目標指標】

- ・三鷹市地域防災計画改定<3月>
- ・災害時在宅生活支援施設の整備<2月>
- ・NPO法人 Mitaka みんなの防災との連携による防災意識啓発事業の実施

⑤ 個人情報保護制度の適正な運用【相談・情報課】		施政方針
		-
基本計画	第8部 第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立	



【目的】

- ・ 市内周知を徹底することで、制度改正後も引き続き適正な運用を図り、市民の個人情報を守り、市民生活を守る。

【目標指標】

- ・ 個人情報保護制度における安全管理措置の管理体制や運用ルールの適切な運用
- ・ 個人情報保護担当者を対象とした研修の実施 2回

市 民 部

1 部の経営資源

(1) 組織構成

市民課、市民税課、資産税課、納税課、保険課

(2) 職員数（令和5年4月1日現在）

正規職員 130人／1,046人 比率12.4% 月額職員 65人／569人 比率11.4%

(3) 予算規模（令和5年4月補正後）

一般会計 861,514,000円／79,051,437,000円 比率1.1%

（特別会計への繰出金を除く事業費）

特別会計 国民健康保険 18,454,076,000円、後期高齢者医療 4,814,638,000円

2 令和5年度の運営方針

方針①

市税等の収入の確保、的確な収入状況の把握と収入予測の取組

今後の社会経済状況の先行きが不透明な状況下においても、市として継続的・安定的に市民サービスを提供するために、その財源・経営資源である市税等の収入確保に努めるとともに、今後の予算編成・執行に資するために、市政運営の根幹となる市税等の収入状況の的確な把握と予測に取り組みます。

方針②

自動交付機の稼働終了と非接触型のサービスの推進

自動交付機が、令和5年12月末をもって稼働を終了するため、丁寧に周知を図るとともに、コンビニ交付の手数料を時限的に引き下げるなど、円滑な移行に努めます。

また、住民票等の申請に際し、事前のWeb入力による申請書作成支援サービスを開始するほか、住民税額試算・申告書作成支援サービスの導入や、デジタルツールを活用した「非対面型家屋評価」を推進するなど、非接触型のサービスを推進し、市民の利便性の向上を図ります。

方針③

キャッシュレス決済のさらなる拡充

市民部が進めてきたキャッシュレス決済について、eL TAX（エルタックス・地方税共通納税システム）による電子納税の対象税目を拡充するとともに、市税の納付にクレジットカード決済を導入します。あわせて、部内各課で取り扱う各種証明書の郵送請求手数料の支払い方法にクレジットカード決済を導入し、市民サービスの向上を図ります。

方針④

マイナンバーカードセンターを拠点としたマイナンバーカードの一層の普及促進

令和4年8月に開設したマイナンバーカードセンターを拠点として、スマートシティ三鷹の推進の基盤となるマイナンバーカードの一層の普及を図るために、多様な申請機会と申請方法の創出を図ります。「出張型申請サポート事業」を市内の公共施設や大学など8～10か所で実施するとともに、申請時に本人確認を行ってカードを郵送することで、1回の来庁で手続きが完了する「申請時来庁方式」を新たに導入し、申請者の負担軽減と交付率の一層の向上を図ります。

方針⑤

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の着実な運営

国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料については、低所得世帯に対する軽減基準額を拡充するとともに、国民健康保険における出産育児一時金を50万円に引き上げます。

また、同じ効能の薬剤や必要量以上の薬剤を服用している方への通知や電話・相談等を行うなど、医療費の適正化に向けて取り組みます。

3 令和5年度の主要事業

★最優先

① 「書かない」「行かなくてよい」窓口サービスの拡充【市民課・市民税課・資産税課・納税課】		施政方針 P. 71
基本計画	第2部 第1 情報環境の整備	



【目的】

- ・「書かない」「行かなくてよい」窓口サービスを拡充し、市民の利便性の向上を図る。

【目標指標】

- ・事前のWeb入力による住民票等申請書作成支援サービスの導入<10月>
- ・各種証明書の郵送請求手数料の支払いに係るクレジットカード決済の導入

<10月>

② 市税のクレジットカード決済等の導入【納税課】		施政方針 P. 70
基本計画	第2部 第1 情報環境の整備	



【目的】

- ・地方税共通納税システムの拡大に伴い、二次元コードを利用した「クレジットカード納付」を導入し、市民サービスと利便性の向上、市税収入の確保を図る。

【目標指標】

- ・地方税共通納税システム（eLTAX）の対象4税目の追加<4月>

③ 住民税額試算・申告書作成支援サービスの導入【市民税課】		施政方針
		P. 70
基本計画	第2部 第1 情報環境の整備	



【目的】

- ・市民の方がオンラインで住民税額の試算や申告書の作成ができる環境を整備し、市民の利便性向上を図る。

【目標指標】

- ・住民税額試算・申告書作成支援サービスの導入<10月>

④ マイナンバーカードの更なる普及促進【市民課】		施政方針
		P. 73
基本計画	第8部 第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立	



【目的】

- ・市民のマイナンバーカード申請に係る負担を軽減するとともに、交付率の更なる向上を図る。

【目標指標】

- ・出張申請サポート事業の実施 市内8～10か所
- ・申請時来庁方式の導入<6月>

⑤ 自動交付機による証明書交付サービス終了への対応【市民課】		施政方針
		P. 72
基本計画	第8部 第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立	



【目的】

- ・窓口での対面での交付手続きを含めた証明書の効率的な取得環境を整え、市民の利便性の向上を図る。

【目標指標】

- ・自動交付機の稼働終了<12月>
- ・自動交付機の稼働終了に係る個別通知の発送<5月>
- ・コンビニ交付手数料の時限的な引下げ<6月>

生活環境部

1 部の経営資源

(1) 組織構成

コミュニティ創生課、環境政策課、ごみ対策課、生活経済課、都市農業課

(2) 職員数（令和5年4月1日現在）

正規職員 45人／1,046人 比率4.3% 月額職員 11人／569人 比率1.9%

(3) 予算規模（令和5年4月補正後）

一般会計 4,340,130,000円／79,051,437,000円 比率5.5%

2 令和5年度の運営方針

方針①

コミュニティ創生及び地域自治組織等の活動支援の推進

コロナ禍において、停滞していた地域の活動が徐々に再開されつつある現状を踏まえ、地域コミュニティの活動再開を支援するとともに、地域が抱える多様な地域課題について、住民同士の「支え合い」による新たな「共助」と「協働」の仕組みで自律的に解決していく「コミュニティ創生」の取組を促進し、地域の絆の強化、地域力の向上を図ります。

方針②

持続的発展が可能なまちを実現するための環境施策の推進

誰もが健康に暮らせる安全で快適な生活環境を確保した持続的発展が可能なまちの実現を目指し、環境保全・公害防止や地球温暖化対策などの環境施策を推進します。また、令和4年12月の三鷹市ゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、再生可能エネルギー等の利用や省エネルギーを促進し、2050年までの脱炭素社会の実現を目指します。

方針③

魅力ある都市農業の育成と農のあるまちづくりの推進

市内産農産物の地産地消の拡充、農業施設設備整備や肥料等購入への支援、都市農地の貸借の推進及び農業の担い手の継続的な支援などにより、農地の保全と利用の推進を図ります。また、農業公園の施設改修、市民農園の運用や農業祭の開催による市民と農とのふれあいの場の提供などを通し、農のあるまちづくりを目指します。

方針④

産業と生活が共生する都市の創造

コロナ禍による原油価格・物価高騰に加えて、ロシアによるウクライナ侵攻などにより、国際的な経済情勢が不安定なことから、これらの影響を注視しつつ、業績の回復・向上を図る事業者の経営支援を行うとともに、市民・事業者・関係団体との協働により、価値創造都市型産業の振興を図ります。また、商店街の振興については、イベント開催など画一的な支援だけでなく、個々の事情に応じたきめ細かな支援を検討するとともに、地域住民や来街者などのニーズに対応する観点ももって、持続可能な商店街となる振興策を検討します。

方針⑤

環境に配慮した資源循環型ごみ処理の推進

市民・事業者と協働で更なるごみの排出抑制や資源化を図るとともに、ごみの安定的かつ適正な処理を推進するなど、環境に配慮した資源循環型のまちづくりを目指します。また、災害時に発生する廃棄物を迅速かつ適切に処理するため、「三鷹市災害廃棄物処理計画（仮称）」を策定するなど、有事の際の公衆衛生の確保及び生活環境の保全等を図ります。

3 令和5年度の主要事業

★最優先

① 市内産農産物の活用促進に向けた取組【都市農業課】		施政方針
		P. 102
基本計画	第2部 第2 都市型農業の育成	



【目的】

- ・学校給食における市内産農産物の使用率向上など地産地消の取組を進める。

【目標指標】

- ・学校給食における市内産農産物の使用率 30%
- ・「三鷹産野菜の日」の実施 2回

★最優先

② 中小企業等への新たな支援【生活経済課】		施政方針
		P. 105
基本計画	第2部 第4-1 商業環境の充実	



【目的】

- ・市内中小企業等によるデジタル化やカーボンニュートラルへの対応、供給網の強靱化を支援し、地域経済の活性化を図る。

【目標指標】

- ・補助金申請件数 30件

★最優先

③ 「コミュニティ創生基本方針（仮称）」の策定【コミュニティ創生課】		施政方針
		P. 65
基本計画	第8部 第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進	



【目的】

- ・地域のコミュニティに根ざした「共助」や「協働」によるまちづくりを更に発展させるための基本的な考え方を示し、暮らしやすい地域社会の実現につなげる。

【目標指標】

- ・コミュニティ創生基本方針（仮称）の策定<3月>

④ 住宅・建築物の脱炭素化の支援【環境政策課】		施政方針
		P. 98
基本計画	第4部 第1 環境保全の推進	



【目的】

- ・住宅・建築物の温暖化対策設備設置を進め、ゼロカーボンシティの実現をめざす。

【目標指標】

- ・ゼロエネルギータウン認定 2件
- ・高断熱窓設置助成件数 10件

⑤ 「三鷹市災害廃棄物処理計画（仮称）」の策定【ごみ対策課】		施政方針
		P. 99
基本計画	第4部 第2 資源循環型ごみ処理の推進	



【目的】

- ・災害時における公衆衛生の確保及び生活環境の保全、早期復旧・復興をめざす。

【目標指標】

- ・三鷹市災害廃棄物処理計画（仮称）の策定< 3月 >

スポーツと文化部

1 部の経営資源

(1) 組織構成

芸術文化課、生涯学習課、スポーツ推進課

(2) 職員数（令和5年4月1日現在）

正規職員 22人／1,046人 比率2.1% 月額職員 12人／569人 比率2.1%

(3) 予算規模（令和5年4月補正後）

一般会計 2,088,205,000円／79,051,437,000円 比率2.6%

2 令和5年度の運営方針

方針①

「吉村昭書斎（仮称）」整備等の三鷹市ゆかりの文学者顕彰事業の推進

「文化の薫り高いまち三鷹」を目指し、「吉村昭書斎（仮称）の整備」や「神沢利子生誕100年特別企画展の実施」、「山本有三没後50年特別展示に向けた取組」等について、市民や学識経験者等の意見を聞きながら、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団等と連携して推進していきます。

方針②

三鷹こ線人道橋の一部保存に向けた調査・検討

太宰治にゆかりのある三鷹こ線人道橋について、令和4年1月にJR東日本八王子支社と締結した覚書に基づき、令和4年度に引き続き、階段の一部現地保存と、橋桁の一部移設保存に向けた協議を進めるとともに、保存・活用方法等についての調査・検討を行います。

方針③

「三鷹まるごと博物館」の推進

大沢の里郷土文化施設「水車経営農家」と「古民家」及び三鷹歴史文化財展示室「みたかえる」の施設を「三鷹まるごと博物館」の中核施設として位置づけ、適切な維持管理を行うとともに、推進体制を検討します。また、郷土みたかに関する情報発信、市民との協働による文化財事業を推進することで、地域への愛着心を育み、積極的に地域への活動に参画する意欲の高まりを図っていきます。

方針④

『心と体の健康都市づくり』の推進

「スポーツを通じた健康都市づくりの基本的な考え方」に基づき、市民の継続的・計画的な運動を支援するとともに、公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団と連携した、健康・体力相談事業の拡充や、日本女子体育大学等との連携による健康都市づくりに係る事業検証を行うなど、より多くの市民の運動習慣の定着を図り「心と体の健康都市づくり」の実現に向けた取組を推進します。

方針⑤

大沢野川グラウンドの利用再開

東京都の野川大沢調節池規模拡大工事のため、平成 28 年度より利用を停止していた大沢野川グラウンドについて、令和 5 年 4 月下旬から利用を再開します。再開に当たっては、オープニングイベント等の開催や施設の改修工事を実施します。なお、指定管理者による大沢総合グラウンド等との一体的な管理運営により、施設の特性を踏まえ安全性・利便性・効率性の高い施設運営を行うことで、市民のスポーツ環境の充実を図ります。

3 令和5年度の主要事業

★最優先

① 吉村昭書斎（仮称）の整備【芸術文化課】	施政方針
	P. 66
基本計画	第7部 第3 芸術・文化のまちづくりの推進



【目的】

- ・「文学の薫り高いまち三鷹」のまちづくりを実現する。

【目標指標】

- ・設置条例及び指定管理者の指定の議案提出＜6月＞
- ・移築整備工事の完了＜12月＞
- ・開館＜2月＞

★最優先

② 三鷹こ線人道橋の一部保存に向けた検討と調査の実施【芸術文化課】 【生涯学習課】	施政方針
	P. 139
基本計画	第7部 第3 芸術・文化のまちづくりの推進



【目的】

- ・多くの市民に親しまれているこ線人道橋の風景等を後世に継承する。

【目標指標】

- ・階段の一部現地保存及び橋桁の一部移設保存に向けたJ R東日本との協議
- ・保存・活用方法等についての調査・検討
- ・ARコンテンツの作成＜10月＞
- ・調査報告書の刊行＜3月＞
- ・記録映像等の公開＜3月＞

③ 大沢の里水車経営農家改修工事及び古民家駐車場整備工事の実施 【生涯学習課】	施政方針
	P. 140
基本計画	第7部 第3 芸術・文化のまちづくりの推進



【目的】

- ・水車経営農家等における来館者の安全確保や利便性向上と文化財の長期保存を図るとともに、ボランティア活動の場を確保する。

【目標指標】

- ・大沢の里水車経営農家母屋の耐震補強工事の実施<9月>
- ・大沢の里水車経営農家敷地内の雨水排水工事<9月>
- ・大沢の里古民家の駐車場として舗装や入口用門、花畑等の整備<9月>

④ 心と体の健康都市づくりの推進【スポーツ推進課】	施政方針
	P. 142
基本計画	第7部 第2 市民スポーツ活動の推進



【目的】

- ・より多くの市民の運動習慣の定着に向け、「スポーツを通じた健康都市づくりの基本的な考え方」を踏まえ、市民の健康増進をめざす。

【目標指標】

- ・健康・体力相談の利用者数 延べ600人
- ・アプリを活用したウォーキング参加者 延べ4,500人
ランニング参加者 延べ1,000人
- ・日本女子体育大学等との連携による健康増進プログラムの実施と検証

⑤ 大沢野川グラウンドの利用再開に向けた取組【スポーツ推進課】		施政方針
		P. 143
基本計画	第7部 第2 市民スポーツ活動の推進	



【目的】

- ・市民のスポーツ・運動の機会を拡充する。

【目標指標】

- ・テニスコート、サッカー・ラグビー場の市民開放< 5月>
- ・野球場の市民開放< 8月>

健康福祉部

1 部の経営資源

(1) 組織構成

地域福祉課、障がい者支援課、高齢者支援課、介護保険課、生活福祉課、健康推進課、新型コロナウイルスワクチン接種実施本部事務局

(2) 職員数（令和5年4月1日現在）

正規職員 152人／1,046人 比率14.5% 月額職員 51人／569人 比率9.0%

(3) 予算規模（令和5年4月補正後）

一般会計 18,277,128,000円／79,051,437,000円 比率23.1%
(特別会計への繰出金を除く事業費)

特別会計 国民健康保険事業 169,414,000円、介護サービス事業 637,696,000円、
介護保険事業 14,652,899,000円、後期高齢者医療 133,920,000円

2 令和5年度の運営方針

方針①

高齢者福祉の充実

「高齢者計画・第八期介護保険事業計画」の基本目標である「地域共生社会の実現」に向けて、地域の住民や多様な主体が参画する仕組みづくりを検討し、高齢者施策の推進に取り組みます。また、認知症の方を地域で見守る体制の充実を図るとともに、令和5年度に制定予定の「人権基本条例（仮称）」を踏まえ、「認知症にやさしいまち三鷹」の実現を目指した条例の制定について検討します。

質の高い介護サービスの供給に向け、介護人財の安定的な確保・定着を促進するとともに、資質向上を図るため、介護人財確保の支援に取り組みます。また、令和5年12月に開設する「三鷹市福祉Labo どんぐり山」において、在宅医療・介護に係る研究事業や介護人財の育成に取り組みます。

方針②

地域福祉の推進

「高福祉のまち」の実現のため、市民・事業者・関係機関等との協働により、地域ケアネットワーク推進事業をはじめとする共助のまちづくりを推進し、福祉・保健・医療施策の充実を図ります。さらに、地域において全ての市民が共に支え合い、いきいきと活動ができる地域共生社会の実現に取り組みます。

方針③

健康づくりの推進

健康長寿のまちづくりを目指し、健康診査・検診の充実を図るとともに、市民のライフステージに合わせた健康づくりと介護予防・保健事業を推進します。各種事業の実施に当たっては、健康診査の結果等のデータを活用するなど、より効果的な事業実施に努め、健康づくりに関するサービスの充実を図ります。

方針④

障がい者福祉の充実

障がいの有無にかかわらず誰もが生きがいを持ち、住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して生活できるまちを目指し、「第二期障がい者（児）計画」に位置付けた重要課題の解決に向けて、障がい者施策の計画的な推進を図ります。

方針⑤

生活支援の充実

誰もが相談しやすい体制を構築し、相談から自立までの継続的な支援を実施します。

きめ細かい生活支援による生活保護制度の適切な運用を図るとともに、高齢者、障がい者、生活困窮者等の支援施策との連携を推進したセーフティネットで市民生活を支援します。

3 令和5年度の主要事業

★最優先

① 三鷹市福祉 Labo どんぐり山の開設【高齢者支援課】		施政方針
		P. 80
基本計画	第5部 第1 地域福祉の推進	



【目的】

- ・在宅医療・介護に係る研究事業や介護人財の育成事業などを通して、高齢者が地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを実現する。

【目標指標】

- ・プレ事業として企業との協働プロジェクト 5件
- ・プレ事業として出前研修等の各種研修実施 10回
- ・施設開設<12月>

★最優先

② 地域で共生する社会の実現に向けた取組の推進【地域福祉課】		施政方針
		P. 76
基本計画	第5部 第1 地域福祉の推進	



【目的】

- ・住民同士が互いに支え合い、主体的に課題解決に取り組む共助の基盤づくりを推進する。

【目標指標】

- ・地域福祉コーディネーターの増員<4月及び1月に1人>
- ・地域福祉コーディネーター配置地区での相談サロンの実施<毎月>
- ・多機関協働会議の開催<4回>

③ 妊婦・子育て支援の充実【健康推進課】		施政方針
		P. 95
基本計画	第6部 第2 子育て支援の充実	



【目的】

- ・「伴走型支援」と「経済的支援」を一体的に実施し、妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備する。

【目標指標】

- ・妊産婦等支援対象者へのアプローチ率 100%

④ 「第三期三鷹市障がい者（児）計画」及び「三鷹市高齢者計画・第九期介護保険事業計画」の策定【障がい者支援課】【介護保険課】		施政方針
		P. 80 P. 162
基本計画	第5部 第2 高齢者福祉の充実 第5部 第3 障がい者福祉の充実	



【目的】

- ・高齢者や障がい者等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、地域共生社会の実現につなげる。

【目標指標】

- ・計画の策定<3月>

⑤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施【健康推進課】		施政方針
		P. 163
基本計画	第5部 第5 健康づくりの推進	



【目的】

- ・保健事業と介護予防を一体的に実施し、より効果的に高齢者の健康保持・増進を図る。

【目標指標】

- ・フレイルに関するリスク分析の実施及びハイリスク者（事業対象者）の抽出
- ・事業対象者に対するアプローチ率 100%

子ども政策部

1 部の経営資源

(1) 組織構成

児童青少年課、子ども育成課、子育て支援課、子ども発達支援課

(2) 職員数（令和5年4月1日現在）

正規職員 246人／1,046人 比率23.5% 月額職員 159人／569人 比率27.9%

(3) 予算規模（令和5年4月補正後）

一般会計 16,272,131,000円／79,051,437,000円 比率20.6%

2 令和5年度の運営方針

方針①

総合的な子どもの居場所づくりの推進

次世代を担う子どもたちが、自主的、主体的な遊びや体験を通して、自ら成長し、社会性を育むことができるよう、関係機関や関係団体と連携し、学校3部制の第2部の取組の一つである地域子どもクラブの拡充を始めとした総合的な子どもの居場所づくりを推進します。また、多世代交流事業や若者支援施策の充実などにより、子どもの豊かな育ちを支援します。

方針②

すべての子どもの健やかな育ちを保障する「切れ目ない包括的な支援」の推進

全ての子どもが健やかに成長していくことができるよう、令和6年4月施行予定の改正児童福祉法に基づく「こども家庭センター」への移行を見据えて「子育て世代包括支援センター機能」の更なる充実を図ります。また、令和5年4月に創設されたこども家庭庁が示している「こどもまんなか社会」の実現に向けた、子どもを中心に据え、社会全体で成長を後押しする国の政策を踏まえながら、一体的に相談支援を行う体制を一層強化し、「親としての育ち」を早期から切れ目なく支援するとともに、地域の子育て力の向上に取り組みます。

地域ぐるみで子育て家庭を支える仕組みづくりを推進し、時代に即した情報発信、相談体制の強化を図ることで、誰もが安心して楽しく子育てできる環境を構築します。

方針③

保育施設等の待機児童ゼロに向けた継続的な取組と保育サービスの充実

子どもの健やかな成長を支え、市民のライフ・ワーク・バランスを実現するため、保育施設や学童保育所の環境整備を進めるとともに、児童の保育状況の把握に努め、引き続き待機児童ゼロに向けた継続的な取組を進めます。また、令和4年12月に策定した「公立の保育園・学童保育所のあり方に関する基本的な考え方」を踏まえ、医療的ケア児の保育の確保など保育サービスの充実を図るとともに、今後の保育需要の動向を見据えながら施設のあり方を引き続き検討します。さらに、子ども・子育て支援施策の充実に向けた現状把握や分析を進めるため、現在の教育・子育て研究所における取組を踏まえた調査・研究機能の強化に向けた検討にも取り組みます。

方針④

「子どもの最善の利益」の実現をめざした取組の推進

全ての子どもの人権を保障するため、子ども家庭支援センターが中心となり児童虐待や子どもの貧困、ヤングケアラーなどに対する組織的対応力の向上を図ります。また、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、関係機関が連携し、さまざまな制度を効果的に運用することで「子どもの最善の利益」の実現に向けた支援施策を包括的に推進するとともに、令和5年度に制定予定の「人権基本条例（仮称）」を踏まえ、子どもの権利やその擁護に関する条例の制定について検討を進めます。

3 令和5年度の主要事業

★最優先

① 地域子どもクラブ事業の拡充【児童青少年課】	施政方針
	P. 140
基本計画	第6部 第2 子育て支援の充実



【目的】

- ・学校3部制を踏まえ、放課後の子どもたちの居場所づくりを推進する。

【目標指標】

- ・第五小学校、南浦小学校、中原小学校における原則毎日開催
- ・第二小学校、第四小学校、羽沢小学校における開催日の拡充（週3日から週4日程度）と、大沢台小における開催時間（朝開放）の拡充
- ・令和6年度の毎日開催に向けた各校との調整

★最優先

② 保育所及び学童保育所待機児童ゼロの継続に向けた取組【子ども育成課・児童青少年課】	施政方針
	P. 90
基本計画	第6部 第2 子育て支援の充実



【目的】

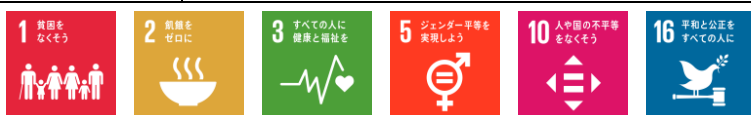
- ・保育園の待機児童ゼロを継続するとともに、学童保育所の定員の拡充を図ることにより、子育てしやすいまちづくりを推進する。

【目標指標】

- ・保育園待機児童ゼロの継続
- ・学童保育所待機児童ゼロの継続

★最優先

③ ヤングケアラー支援に向けた取組【子ども発達支援課】	施政方針
	P. 86
基本計画	第6部 第2 子育て支援の充実



【目的】

- ・ヤングケアラー本人とその家族の思いを尊重し、必要な支援につなげる。

【目標指標】

- ・地域で気づき支援できる体制を整えるためヤングケアラーの周知を図る研修の実施（7月～2月）
- ・ヤングケアラーを支援していくための中核となる職員の育成 7人
- ・庁内連携を図るための重層的支援推進会議を活用した連携の強化 4回
- ・アセスメントシート等を活用した子ども家庭支援ネットワークによる支援

④ 保育施設における医療的ケア児支援の拡充【子ども育成課】	施政方針
	P. 88
基本計画	第6部 第2 子育て支援の充実



【目的】

- ・医療的ケア児の地域生活の支援を図り、全ての児童にとって暮らしやすいまちづくりを推進する。

【目標指標】

- ・医療的ケア児の受け入れ人数 1人増（受け入れ人数総計5人）

⑤ 子どもの医療費助成の拡充【子育て支援課】		施政方針
		P. 84・85
基本計画	第6部 第2 子育て支援の充実	



【目的】

- ・安心して子育てできる環境の一層の充実と子育て家庭の経済的負担の軽減を図る。

【目標指標】

- ・義務教育就学児と高校生等の医療費助成の通院時一部負担金（1回上限 200 円）を撤廃<10月>

都市整備部

1 部の経営資源

(1) 組織構成

都市計画課、公共施設課、道路管理課、都市交通課、建築指導課、水再生課、
緑と公園課

(2) 職員数（令和5年4月1日現在）

正規職員 122人／1,046人 比率11.7% 月額職員 19人／569人 比率3.3%

(3) 予算規模（令和5年4月補正後）

一般会計 2,851,529,000円／79,051,437,000円 比率3.6%

特別会計 下水道 4,695,959,000円

2 令和5年度の運営方針

方針①

道路環境・都市交通環境の整備

生活の基盤となる道路の整備に当たっては、誰もが安全に安心して通行できる道路環境の創出を目指し、快適な歩行空間の整備などバリアフリー化を推進していきます。また、都市交通環境の整備として、地域の身近な交通手段の確保と、コミュニティバス等の将来的な交通ネットワークのあり方を検討し、利便性の向上や地域活性化など交通網の充実によるまちづくりを推進します。

方針②

「緑と水の公園都市」の実現

「緑と水の公園都市」の実現に向け、都市再生部と連携し、まちづくり事業を総合的に推進します。地域特性を活かした都市計画制度の活用、景観づくり及びバリアフリーのまちづくりを推進し、安全と潤いのある快適空間の整備を進めます。

方針③

公共施設のファシリティ・マネジメントの推進

老朽化が進む公共施設について、「新都市再生ビジョン」に基づき、効率的な維持保全・活用や長寿命化等に取り組み、ファシリティ・マネジメントの更なる推進を図ります。取組に当たっては、庁内関係部署と連携しながら、まちづくりと都市経営の観点から総合的にマネジメントしていきます。

方針④

都市機能の確保

地方公営企業法の財務規定を適用し、効率的で健全な下水道経営を継続するとともに、計画的に下水道施設の長寿命化事業を推進します。また、地震対策事業等に取り組み、災害に強いまちづくりを目指します。

方針⑤

快適空間の保全及び創出

緑豊かでうるおいのある公園都市を実現するために、借地公園の公有地化に取り組み、身近な公園やオープンスペースを永続的に確保するとともに、防災都市づくりや市民ニーズを踏まえた公園・緑地等の適切な活用に向けて、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりを進めます。また、生産緑地制度等を活用し、都市農地の保全を推進します。

3 令和5年度の主要事業

★最優先

① みたかバスネットの抜本的な見直し【都市交通課】		施政方針
		P. 113
基本計画	第3部 第5 都市交通環境の整備	



【目的】

- ・地域特性や課題を踏まえ、多種多様な交通手段を検討し、市民が利用しやすい身近な交通環境を整備することで、利便性の向上や地域の活性化を図る。

【目標指標】

- ・三鷹台及び大沢地区での実証運行の一部見直し<4月>
- ・実証運行の延長及び運行内容の改善・拡充<10月>
- ・三鷹市交通ネットワーク全体構想の策定<3月>

★最優先

② 空き家等対策の推進【都市計画課】		施政方針
		P. 124
基本計画	第3部 第3-1 住環境の改善	



【目的】

- ・空き家等の適正管理や管理不全の予防及び利活用を推進し、良好な住環境の保全と安全安心なまちづくりを目指す。

【目標指標】

- ・令和4年度実態調査に基づく所有者意向調査<11月>
- ・空き家利活用促進協議会（仮称）の設置<2月>

★最優先

③ 公共施設のマネジメント体制及び維持保全のあり方の調査・検討 【公共施設課】	施政方針
	P. 64
基本計画	第8部 第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立



【目的】

- ・老朽化する公共施設の修繕や改修等を効率的かつ効果的に行う仕組みを構築することで、公共施設の適切な維持保全を推進する。

【目標指標】

- ・取組方針の策定<10月>
- ・民間の技術、活力を活用した公共施設の維持保全の仕組みづくりの確定<3月>

★最優先

④ 立地適正化計画の策定【都市計画課】	施政方針
	P. 118
基本計画	第3部 第3-1 住環境の改善



【目的】

- ・居住機能や都市機能（医療・福祉・商業等）の立地を適切に誘導し、将来にわたる持続可能なまちづくりを実現する。

【目標指標】

- ・立地適正化計画（素案）の確定<3月>

★最優先

⑤ 用途地域等の見直し及び景観づくり計画の改定に向けた取組 【都市計画課】		施政方針
		P. 116
基本計画	第3部 第3-1 住環境の改善	



【目的】

- ・都市計画法、景観法に基づく土地利用制度等を活用し、地域特性を活かした土地利用の誘導を行い、「緑と水の公園都市」の実現を目指す。

【目標指標】

- ・用途地域等の一括変更に向けた取組
- ・景観づくり計画の改定に向けた東八道路沿道の景観重点地区指定の検討

★最優先

⑥ 牟礼地区生活道路緊急安全対策の実施【道路管理課】		施政方針
		P. 111
基本計画	第3部 第1 安全で快適な道路の整備	



【目的】

- ・牟礼地区の交通安全対策に取り組み、生活道路への通過交通の進入を抑制し、歩行者等の通行の安全性や快適性を確保する。

【目標指標】

- ・市道第172号線（三鷹台団地通り）歩道設置工事の完了（延長約60m）＜9月＞
- ・三鷹台団地通り予備設計業務の着手＜6月＞

都市再生部

1 部の経営資源

(1) 組織構成

まちづくり推進課、再開発課

(2) 職員数（令和5年4月1日現在）

正規職員 20人／1,046人 比率1.9%

(3) 予算規模（令和5年4月補正後）

一般会計 440,048,000円／79,051,437,000円 比率0.6%

2 令和5年度の運営方針

方針①

質の高い防災・減災まちづくりの推進

まちの質的向上と魅力向上を目指し、「三鷹市防災都市づくり方針」に基づく事業を進め、都市整備部と連携しながら、市民の命と暮らしを守る「質の高い防災・減災まちづくり」に取り組みます。

方針②

三鷹駅前地区再開発の推進

三鷹駅前地区（約17ha）において、魅力ある質の高いまちづくりを推進するため、「三鷹駅前地区まちづくり基本構想」と「“子どもの森”基本プラン」に基づき、三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業（約1.5ha）を中心に、緑あふれる安全で快適な都市空間の創出や災害に強いまちづくりを進めていくとともに、本地区が“百年の森”構想の第一歩となるように検討を進めます。

方針③

エリアマネジメントの推進

多様な主体が連携したまちづくりに向け、国立天文台周辺地区や井口特設グラウンドをはじめ、三鷹台駅前周辺地区、北野の里（仮称）等のエリアマネジメントを推進します。推進に当たっては、各地区における共通課題の整理や情報の共有化を図るとともに、地域特性を活かした魅力や価値の向上を図る土地利用の検討など、地域のまちづくりに資する取組を進めます。

方針④

都市計画道路等整備の推進

都市計画道路 3・4・13 号（牟礼）及び東京都と締結した「第三次みちづくり・まちづくりパートナー事業」の協定に基づく都市計画道路 3・4・7 号（連雀通り）の整備を推進します。また、外環周辺の都市計画道路等の東京都の事業についても、連携して整備促進を図り、都市の防災性と交通の安全性を向上させるまちづくりに取り組みます。

3 令和5年度の主要事業

★最優先

① 三鷹駅前地区再開発の推進【再開発課】		施政方針
		P. 120
基本計画	第2部 第6 再開発の推進	



【目的】

- ・三鷹駅前地区において、市の玄関口にふさわしい安全で快適な魅力あふれる質の高いまちづくりをめざす。

【目標指標】

- ・三鷹駅前地区まちづくり基本構想の実現に向けた地区計画や交通計画等を含めたまちづくりの検討
- ・三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業において整備する公共公益施設に関する施設計画等の検討

★最優先

② 国立天文台と連携したまちづくりの推進【まちづくり推進課】		施政方針
		P. 119
基本計画	第2部 第6 再開発の推進	



【目的】

- ・国立天文台敷地の北側ゾーンの土地利用転換を契機とし、天文台の森を次世代につながる学校を核とした新たな地域づくりをめざす。

【目標指標】

- ・国立天文台周辺地域土地利用基本構想の策定<12月>

★最優先

③ 井口特設グラウンドの利活用／井口グラウンド（仮称）等の整備に向けた設計【まちづくり推進課】	施政方針
	P. 119 P. 144
基本計画	第2部 第6 再開発の推進



【目的】

- ・効果的な土地利用による相乗効果によって、西部地区の防災拠点機能の強化、地域住民の利便性の向上及び市民のスポーツ機会の確保をめざす。

【目標指標】

- ・市内病院を対象とした公募による事業者選定< 3月 >
- ・暫定施設から恒久的なスポーツ施設に向けた設計等の完了< 3月 >

★最優先

④ 三鷹台駅前周辺地区のまちづくりの推進【まちづくり推進課】	施政方針
	P. 118
基本計画	第2部 第6 再開発の推進



【目的】

- ・東部地区の玄関口にふさわしい魅力とにぎわいの創出をめざす。

【目標指標】

- ・「三鷹台駅周辺のまちづくりを考える会」と連携したまちの将来像のとりまとめ
< 3月 >
- ・協同ビル化等の調査・研究

⑤ 東京外かく環状道路整備に伴うまちづくりの推進 【まちづくり推進課】		施政方針 P. 117
基本計画	第2部 第6 再開発の推進	



【目的】

- ・まちづくりに資する取組を北野情報コーナーを中心に推進し、中央ジャンクション上部空間を含めた北野の里（仮称）の創生をめざす。

【目標指標】

- ・「外環整備に伴う安全・安心のまちづくり連絡協議会」等において東京外かく環状道路の整備に伴う地域課題を検討<10月・2月>
- ・上部空間の暫定整備に向けた外環事業者との協議

教育委員会事務局教育部

1 部の経営資源

(1) 組織構成

総務課、学務課、指導課、教育政策推進室、三鷹市立図書館

(2) 職員数（令和5年4月1日現在）

正規職員 127人／1,046人 比率12.1% 月額職員 214人／569人 比率37.6%

(3) 予算規模（令和5年4月補正後）

一般会計 5,787,986,000円／79,051,437,000円 比率7.3%
(人件費を除く事業費)

2 令和5年度の運営方針

方針①

スクール・コミュニティの創造・発展に向けた取組の推進

学校や子どもを縁としたつながりである「スクール・コミュニティ」の創造・発展に向け、地域の「コモンズ」としての学校施設への移行を目指し、学校教育の場（第1部）、部活動を含む放課後の場（第2部）及び多様な活動の場（第3部）の「学校3部制」に対応した学校施設の機能転換による活用のための実証や検討を進めます。

方針②

小・中一貫教育の更なる充実による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な推進

学習用タブレット端末等のデジタル技術を活用した学びの展開や市学力テストの効果的な活用により、児童・生徒一人ひとりの個に応じた指導の充実を図るとともに小・中一貫カリキュラムの改訂を行い、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進します。

方針③

教育支援の充実

相談体制の強化や連携支援コーディネーターの派遣等による学校運営のサポート、医療的ケア児への支援などにより、支援を必要とする子どもたちの早期発見と個別ニーズへの対応を図るとともに、長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援の在り方に関する研究を行います。教育支援の実施に当たっては、市長部局の関係部署や福祉・保健・医療関係機関との連携を深め、誰一人取り残さない教育支援の実現を図ります。

方針④

教育の質を向上させるための学校における働き方改革の推進

「三鷹市立学校における働き方改革プラン」等に基づき、国や東京都の施策と連動しながら、専門スタッフの配置拡充など教員が担うべき業務に専念できる環境の整備と教員の意識改革を推進するとともに、部活動の地域連携をさらに推進していくことで、学校教育の質の向上を図ります。

方針⑤

安全で快適な学校環境の整備

「三鷹市新都市再生ビジョン」に基づき、学校施設の計画的な改修工事等を実施するとともに、トイレの早期洋式化、空調設備の改修・整備等を推進し、安全で快適な学校環境の向上を図ります。

方針⑥

「三鷹市立図書館の基本的運営方針」の推進

「三鷹市立図書館の基本的運営方針」に掲げる、めざす図書館像「人と本と情報がつながり、市民に役立つ身近な図書館」の実現に向け、「みたか電子書籍サービス」をはじめとした各事業を推進するとともに、点検及び評価を行い、評価結果を公表することにより図書館サービスの向上を図ります。

3 令和5年度の主要事業

★最優先

① スクール・コミュニティの実現に向けた学校3部制のモデル実施 【教育政策推進室】	施政方針
	P. 132
基本計画	第6部 第3 魅力ある教育の推進



【目的】

- ・学校施設を時間帯に応じて機能転換し活用することにより、地域の共有地「コモンズ」として地域の人財や資源が集う場所とする。

【目標指標】

- ・シャッター付きロッカーの整備 5校10教室
- ・学校3部制の第3部として、夜間や休日の学校施設を活用した講座やイベント等のモデル実施 4校各1回
- ・中学生の放課後の活動として、農作物の収穫、商品化、販売までの一連の活動の実施

★最優先

② 長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援【学務課】	施政方針
	P. 133
基本計画	第6部 第3 魅力ある教育の推進



【目的】

- ・小・中学校横断的な研究会を設置し、既存施策の検証や新たな取組を研究することにより、長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援のあり方を検討する。

【目標指標】

- ・既存施策の検証・新たな取組の研究
- ・取組の方向性を示した報告書の作成<3月>

③ 学校施設の大規模改修工事の実施【総務課】		施政方針
		P. 136
基本計画	第6部 第4 安全で開かれた学校環境の整備	



【目的】

- ・学校施設の早急に対応が必要な箇所を改修し、安全で快適な学校環境を整備する。

【目標指標】

- ・第四小学校 外壁、防水等の改修工事に向けた設計の完了<3月>
- ・第五小学校 給食室の改修工事の完了<11月>
- ・井口小学校 外壁、防水等の改修工事に向けた設計の完了<2月>
- ・羽沢小学校 校舎西面の外壁の改修工事の完了<12月>
- ・第二中学校 南校舎の外壁、防水等の改修工事の完了<1月>
- ・バリアフリー化整備に伴う現況調査の完了 調査対象校12校<3月>

④ 小・中一貫教育の充実に向けたカリキュラムの改訂【指導課】		施政方針
		P. 132
基本計画	第6部 第3 魅力ある教育の推進	



【目的】

- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進する。

【目標指標】

- ・小・中一貫カリキュラムの改訂<3月>

⑤ 部活動指導員の拡充と新たな地域クラブ活動のモデル実施 【指導課】	施政方針
	P. 130
基本計画	第6部 第3 魅力ある教育の推進



【目的】

- ・学校3部制の第2部に関連した新しい放課後や休日等における学校部活動の地域連携を推進し、学校教育の更なる質の向上を図る。

【目標指標】

- ・休日の活動を担う部活動指導員の拡充 各中学校2人ずつ
- ・地域クラブ活動のモデル実施 5クラブ

「各部の運営方針と目標」（令和5年度）

令和5年5月

三鷹市

企画部企画経営課行政評価担当

〒181-8555 東京都三鷹市野崎 1-1-1

tel 0422-45-1151 内線 2150

fax 0422-29-9279

E-mail:kikaku@city.mitaka.lg.jp

（ご意見・ご感想をお寄せください。）

この冊子は庁内で印刷・製本しています。